

社会福祉法人光風会訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光風会が開設する光風会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、介護保険法、医療保険法等関係法令に基づき利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供する。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 光風会訪問看護ステーション

(2) 所在地 富山市南金屋111番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 保健師又は看護師 1人（常勤）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。また、設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

(2) 保健師、看護師又は准看護師 3人以上（管理者含む）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1人以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(4) 事務員 1人

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5月3日から5日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対しその利用手続、提供方法及び内容等につき説明を行い、理解を得る。

2 ステーションは、訪問看護を受けることを求められた場合には、その者の提示する被保険者証（医療保険・介護保険）によって訪問看護を受ける資格があることを確認し、訪問看護を提供する。

3 ステーションは、利用申込者が必要とする世話の程度が重いことをもって訪問看護の提供を拒まない。ただし、利用申込者の病状、居住地とステーションとの距離を勘案し、自ら適切な訪問看護を提供することが困難であると認めた場合には、主治医への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

4 看護師等は、訪問看護を提供した際には、提供日及びその内容等必要な記録を作成する。

5 ステーションに勤務する看護師等と同居する利用者の訪問看護は行わない。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額又は医療保険各法に基づく本人負担額を徴収するものとする。

2 利用者の希望により、営業時間外に利用した場合等は、別表1に定めるその他の利用料を徴収する。

3 死後の処置料は別表2に定めるとおりとする。

4 日常生活上必要な物品は実費を徴収する。

5 訪問看護の提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、その理解を得ることとする。

6 利用者の支払は、現金又は銀行口座からの引き落としにより、指定期日までに受ける。

(保険給付の請求の為の証明書の交付)

第9条 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、富山市熊野、蛭川、堀川南、堀川、月岡、太田、山室中部校区とする。

(掲示及び提示)

第11条 運営規程の概要及び職員の勤務体制はステーションに掲示するとともに、あらかじめ利用者やその家族に対し、その内容を記した文書を交付することとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(守秘義務)

第13条 業務に従事する者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはいけない。

2 従事していた者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

3 居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、入居者等の同意を得る。

(苦情受付)

第14条 事業所は、苦情受付の担当を明示すると共に、その対処にあたっては適正に行なわなければならない。

2 処理内容については、公開することを原則とする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束廃止に関する指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を次のとおり実施する。
 - 一 採用時研修
 - 二 継続研修 年1回以上
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定し、前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力する。

(ハラスメントへの対応)

第17条 職員が利用者やご家族等からハラスメントを受けた場合には、事業所は事実を確認し、適切な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

第18条 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。ただし、事業者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(記録の整備)

第19条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(改正)

第20条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人光風会理事会の議決を経るものとする。

- | | | |
|---|---|-------------------|
| 附 | 則 | 平成12年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成18年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成20年9月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成21年11月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成22年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成24年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成25年5月30日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成27年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成28年12月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | 平成30年4月1日から施行する。 |

- 附 則 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

別表1 その他の利用料

項 目	金 額
医療保険各法による訪問看護 営業日外の利用	1回につき 800 円加算 ※ただし、12/30～1/3 の期間のみ 3,000 円加算
保険外訪問の場合	1回につき(30 分まで) 4,500 円 (30 分超～1 時間まで) 8,000 円 (1 時間超) 12,000 円
交通費(医療保険の場合)	片道 10km 以上 1 回 250 円

別表2 死後の処置料

項 目	金 額
死 後 の 処 置 料	3,500 円